

# 遺族年金の見直し

## 1. 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給案 【平成19年4月～】

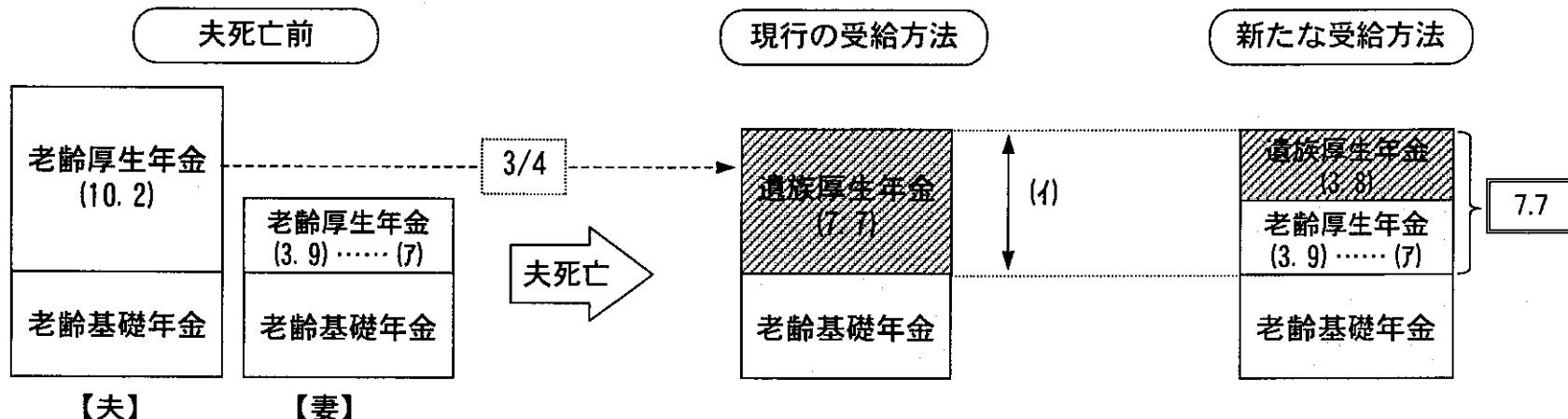
### 見直し案

高齢期（65歳以降）の遺族配偶者（妻）に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、現行の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとする

### ＜見直し案のイメージ図＞

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給する
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



## 2. 若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し案 【平成19年4月～】

### 見直し案

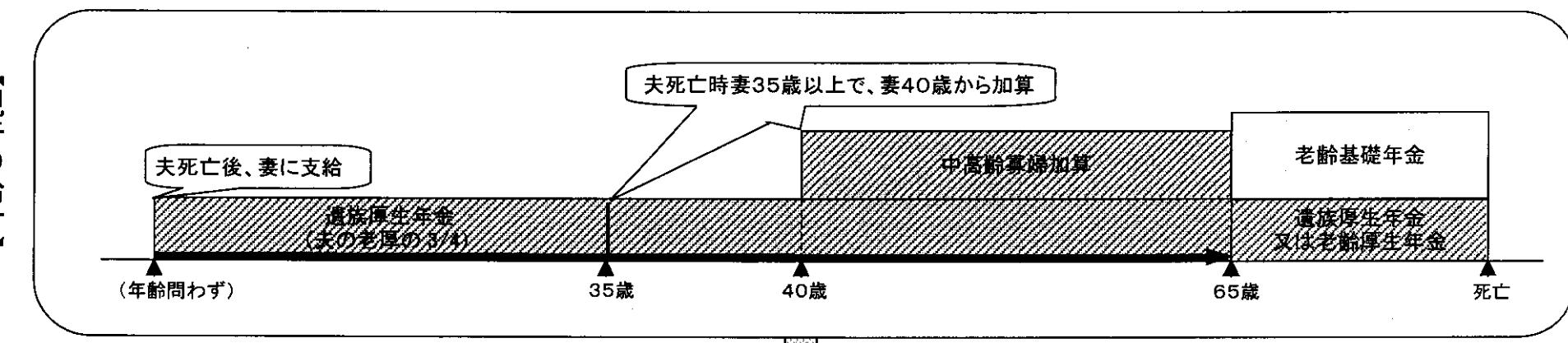
18歳未満の子のない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金については、若年層の雇用条件の格差の縮小の動向を踏まえ、5年間の有期給付とする

※中高齢寡婦加算(夫死亡時35歳以上の妻に40歳から支給)については、待機期間をなくし、夫死亡時40歳以上の妻に支給することとする。

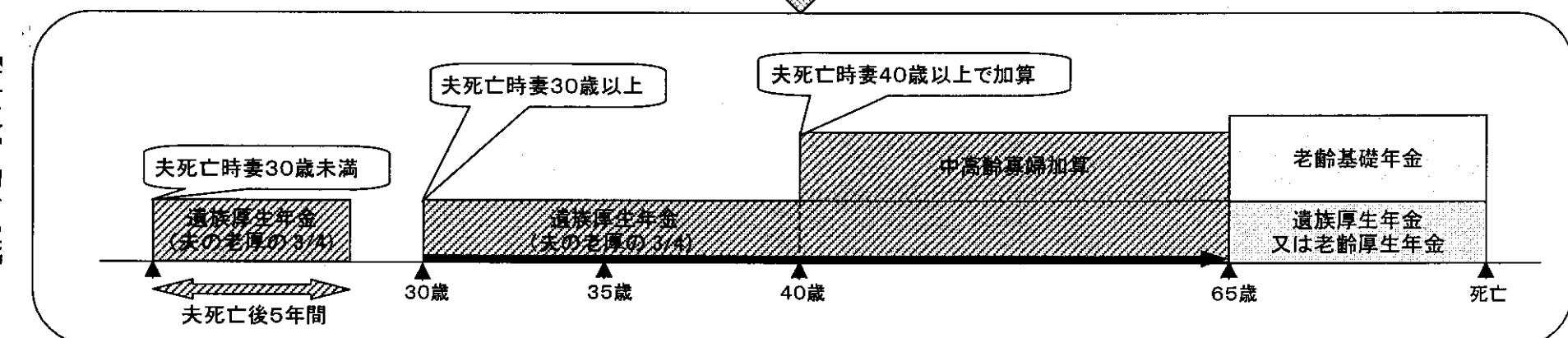
※ 下記表で「夫死亡時」とあるのは、夫死亡時に18歳未満の子を有する妻については、「子の18歳到達時」とする。

<見直し案のイメージ図>

### 【現行の給付】



### 【厚生労働省案】

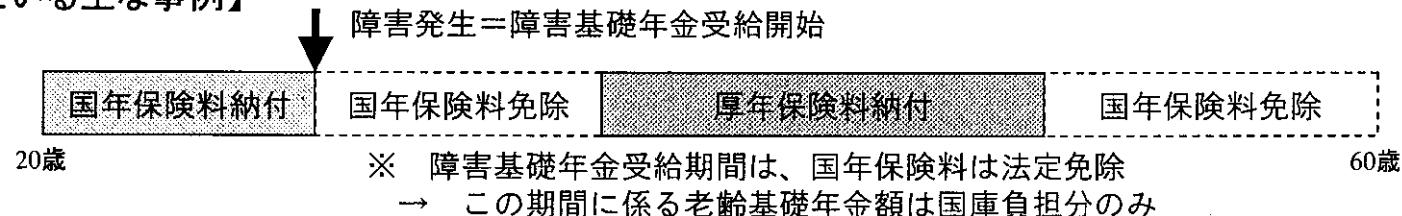


## 障害年金の改善

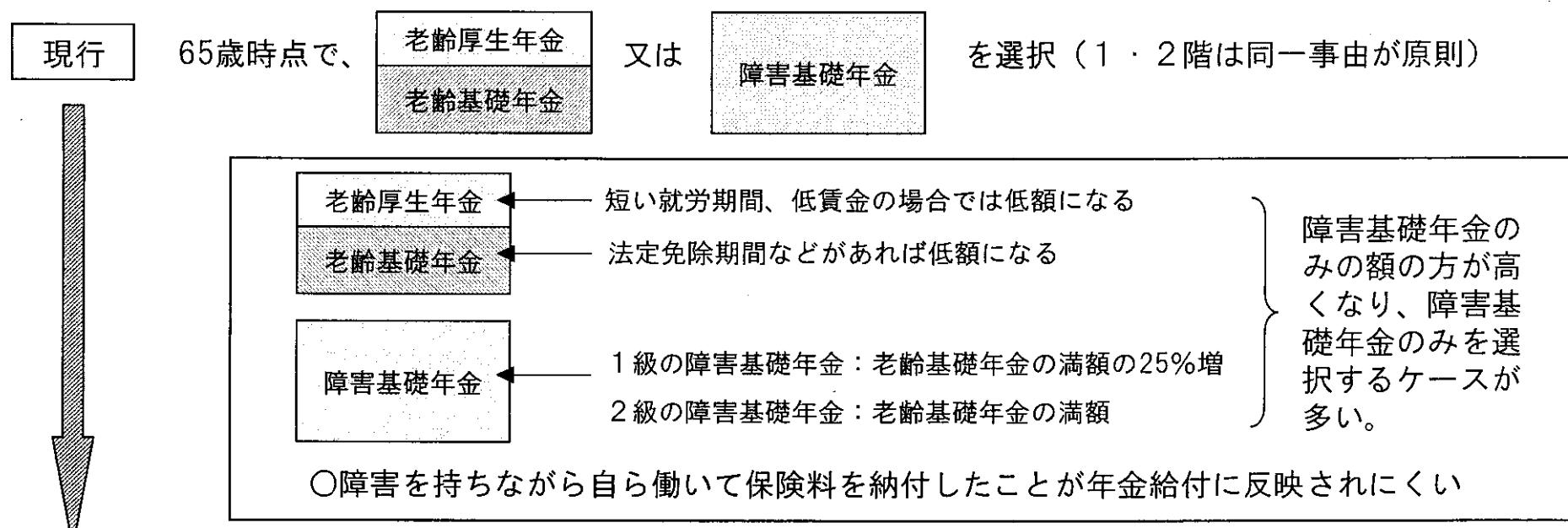
(障害を有しながら働いたことを年金制度上評価する仕組み)

【平成18年4月～】

#### 【想定している主な事例】



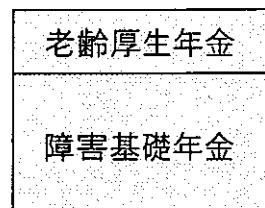
### 【65歳時点での年金】



見直し案

◎障害を有しながら働いたことが評価される仕組みとする。

→ 障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を認める。



# 国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置（本省及び地方社会保険事務局）：中長期的な目標を設定（今後5年で納付率80%）

## 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化する。

### 1. 免除制度の見直し及び制度周知

#### ○多段階免除制度の導入（法改正事項）

免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しつつできるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする

#### ○単身世帯を中心とする所得基準の緩和

#### ○免除申請等の承認期間の遡及（法改正事項）

免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

### 2. 納付しやすい環境づくり

#### ○口座振替割引制度の導入

保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進

#### ○若年者に対する納付猶予制度の導入（法改正事項）

若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意

#### ○追納加算率の水準見直し

### 3. 地域特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

#### ○納付協力組織に対する収納業務委託

地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

## 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

### 1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えるかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

### 2. 所得情報の取得（法改正事項）

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

### 3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

## 制度の理解を深めるための取組み

### 年金個人情報の定期的な通知（法改正事項）

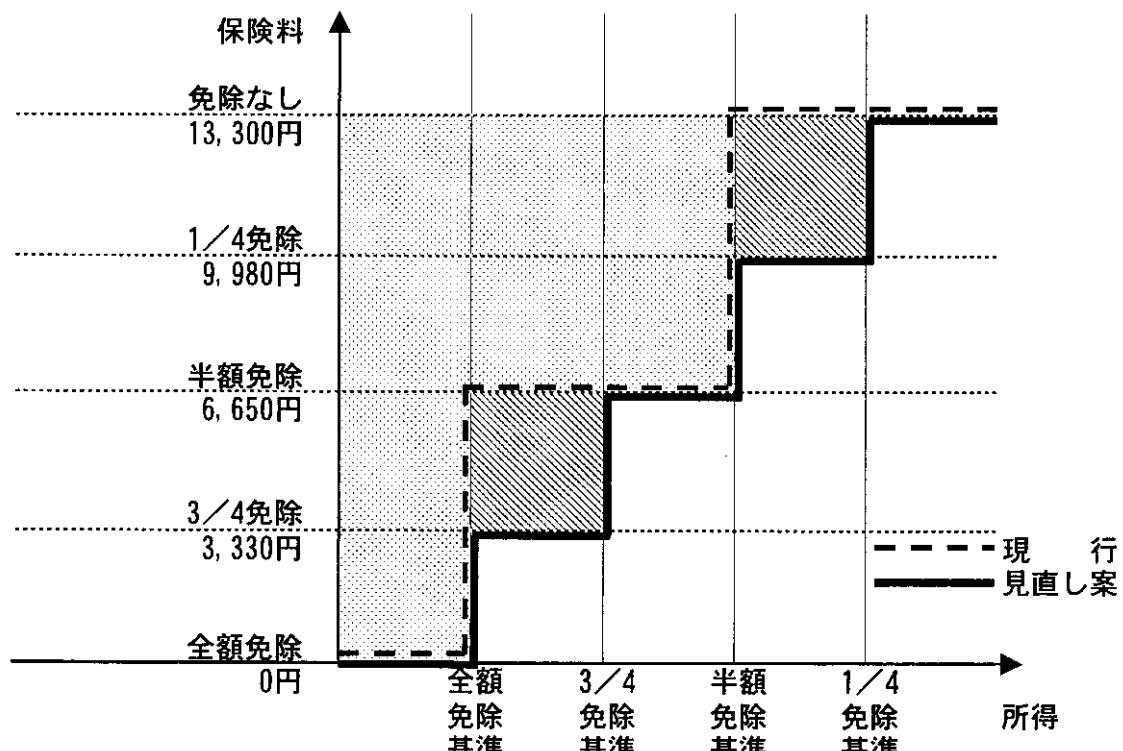
被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的通知を行う。その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。

# 国民年金保険料の多段階免除制度（法改正事項）

【平成18年7月～】

(参考)

## 段階保険料



## 年金額

保険料	将来の年金額	
	国庫負担分 ← → 保険料分	満額
免除なし		7 / 8
1 / 4 免除		3 / 4
半額免除		5 / 8
3 / 4 免除		1 / 2
全額免除		

(注) 国庫負担率 1 / 2、追納がなかった場合。

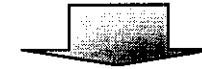
## 《国民年金の申請免除制度を巡る論点》

- 保険料の段階的引上げ



- 今後、免除段階間の負担の格差が拡大

(全額免除 ⇄ 半額免除 ⇄ 免除なし)



## 《多段階免除制度の導入》

- 保険料の段階的引上げに対応し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度の導入

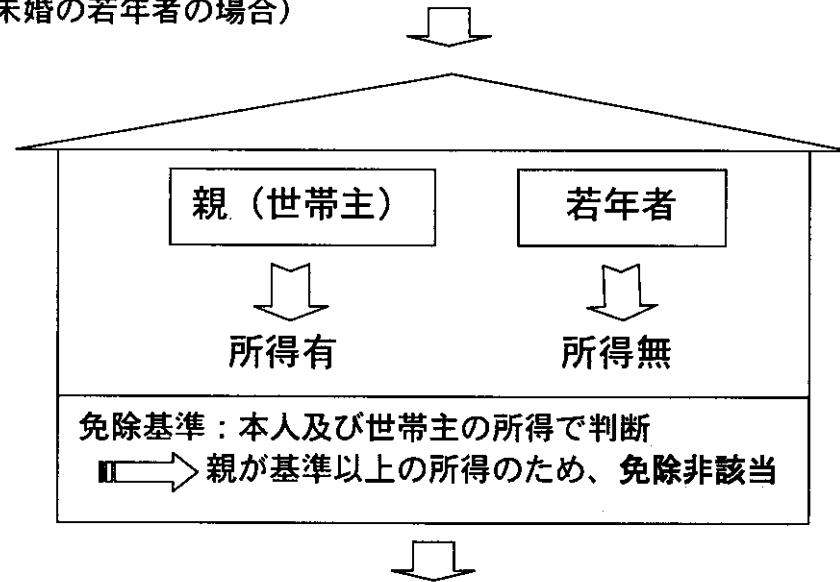
- 免除対象者層の負担感の急激な変化を緩和し、免除制度を活用しつつできるだけ納付しやすい仕組みとする

## 若年者に対する国民年金保険料の納付猶予制度（法改正事項）【平成17年4月～】

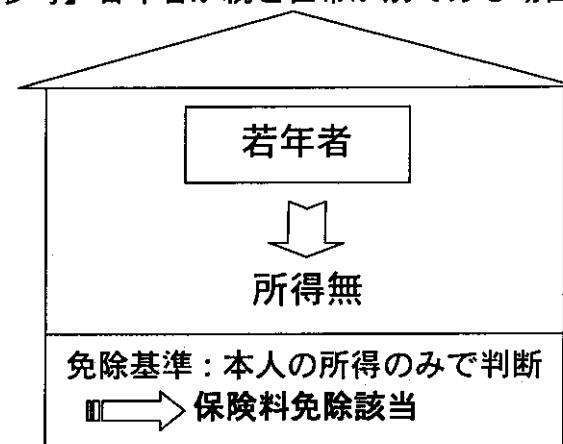
### 【若年者保険料納付猶予制度創設の趣旨】

現在、就職が困難あるいは失業等により低所得である若年者（20歳台の者）が、所得のある親世代と同居している場合には、保険料免除にならない。

（例：未婚の若年者の場合）



【参考】若年者が親と世帯が別である場合



本人が将来実際に負担できることとなった時点で保険料を追納できる仕組みを用意し、将来の無年金・低年金を防止するため、若年者に対する納付猶予制度を創設

### 【納付猶予制度の内容】

- ① 被保険者本人及び配偶者が基準（全額免除基準と同額）に該当すること。（世帯主の所得は判断の対象外）
- ② 当該期間は、年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映されない（国庫負担はつかない。カラ期間）
- ③ 当該期間について10年間は追納可能とし、追納された場合は保険料納付済期間とする。
- ④ 当該期間中に障害となったり、死亡した場合は、障害基礎年金または遺族基礎年金を支給する。
- ⑤ 10年間の时限措置とする。

## 制度の理解を深めるための取組（年金個人情報の定期的な通知）

【平成20年4月～】

### 問題意識

- 現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深め、信頼・安心を高める。
- 若い時代から将来の年金給付を実感できるわかりやすい仕組みや運営が必要。



### 年金個人情報の通知

- 被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的な通知を行う。
- その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み(ポイント制)を導入する。

### ポイント制の意義

- 被保険者個々人が自らの拠出実績を確認し、将来受給する年金が着実に増加していくことを実感できる。
- 加入者からみて、年金額の算定式が分かりやすい。

### ポイント制の仕組み

$$\text{ポイント} \times \text{ポイント単価} = \text{年金見込額}$$

(基礎年金と厚生年金それぞれについて表示)

ポイント：保険料納付とともに蓄積(厚生年金は毎年の賃金に応じた保険料納付実績を点数化して表示、基礎年金は保険料納付済期間を点数化して表示)

ポイント単価：原則として、年金改定率により毎年改定

年金見込額：原則として、法律上の給付算定式から算定される年金見込額と一致

※ ポイント制は、年金の着実な増加を分かりやすく表示するための個人情報の通知上の仕組みとする。

# 第3号被保険者の特例届出について

【平成17年4月～】

## 【現在】

- 第3号被保険者の届出を遅れて行った場合  
→ 2年前までの期間：保険料納付済期間に算入  
それ以前の期間：保険料未納期間
- 未届が第3号被保険者本人の責任とは言い難い事例（下記1、2）がある中で、このままでは、低年金、無年金となる場合が生じる。

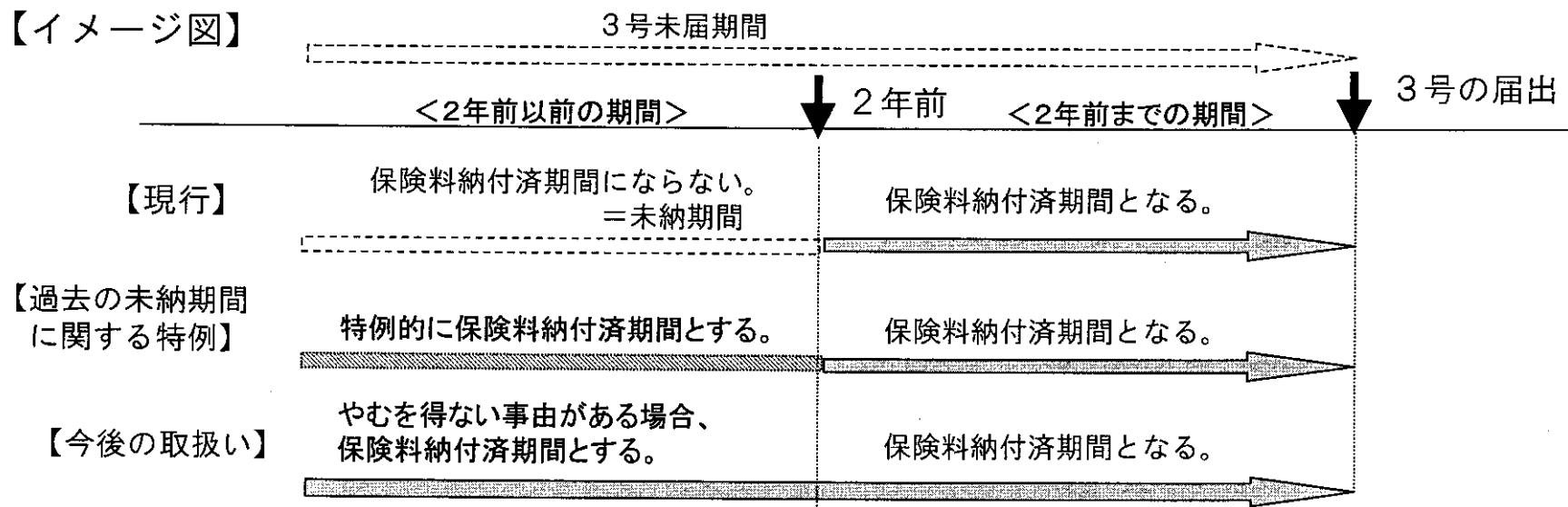
## 【救済措置の概要】

- ① 過去の未納期間について、特例的に届出を認め、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。
- ② 今後は、2年以上遅れて3号の届出をした場合に、やむを得ない事由がある場合には、2年前以前の期間も保険料納付済期間に算入

（事例1） 第3号被保険者がパートとして就職し、2号被保険者となったにもかかわらず、会社からその旨の通知がなされておらず、本人は3号のままで誤解。退職した後には、本来なら2号から3号となる届出をしなければならないにもかかわらず、本人はずっと3号であったと誤解しており、届出を行わなかった。

（事例2） 第2号被保険者である配偶者（夫）が失業し（いったん1号被保険者となり）、短期間で再就職して再度第2号被保険者となった場合、被扶養配偶者（妻）は、いったん第3号被保険者ではなくなり、夫が再び2号となったときに3号の届出が必要となるが、その状態は変わらないため、届出の必要性を意識しなかった。

## 【イメージ図】



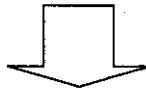
# 厚生年金基金の免除保険料の凍結解除

【平成17年4月～】

- 平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結。

※ 免除保険料：基金が国に代わって行う代行給付（厚生年金の物価スライド、賃金スライドを除いた部分）に見合う保険料。事業主はこの免除保険料分は基金に納付し、国への納付を免除される。

- 現在の免除保険料率はこの凍結により、直近の平均寿命、本体の予定利率に対応していないため、事前積立に必要な保険料となっていない。



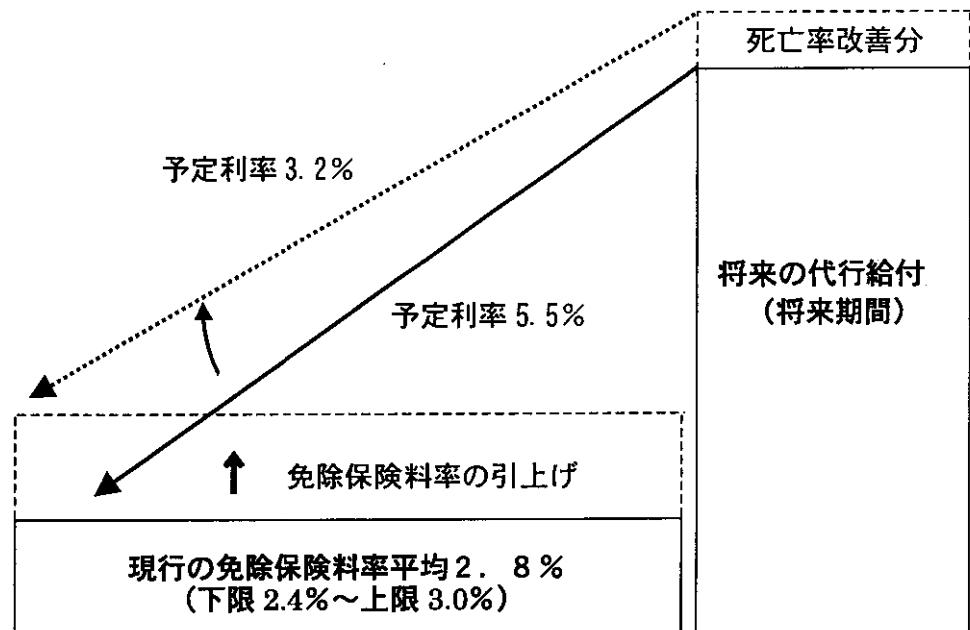
- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定する。

現 行：平均 2.8% (下限 2.4%～上限 3.0%)



見込み：平均 3.7 から 3.8% 程度  
(下限 2.4%～上限 5.0%)

## 免除保険料率の見直しのイメージ



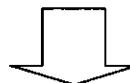
(注) 16年1月1日までの代行返上基金を除く約900基金を基にした粗い試算であり、予定利率は3.2%で試算

# 厚生年金基金の解散の特例措置

【平成17年4月～】

- 現行では、解散時に最低責任準備金の積立不足額を一括して母体企業が拠出

※ 最低責任準備金：代行給付費を賄う上で必要な積立金



## <分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していないとも解散を認め、不足分は分割納付を認める。  
〔原則5年以内。厚生年金本体の運用利回り実績で付利〕

## <納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金（その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額）を納付額とすることを認める。

※ 納付額特例の対象基金の要件

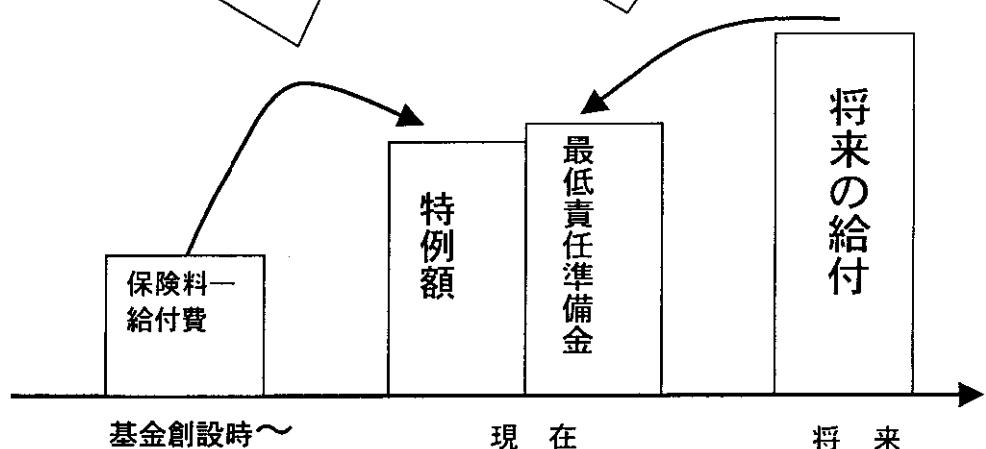
- ・これまでの運営努力→相応の掛金の徴収、給付設計見直しを考慮。
- ・今後の運営の困難性→成熟度、代行コスト、母体企業（業種）の経営状況等を考慮。

## 納付額の特例のイメージ

### 特例額の計算方法

: 実際の免除保険料収入と代行給付費の差を厚生年金本体の運用利回り実績で付利

通常の最低責任準備金の計算方法  
: 事前積立の考え方で予定利率で割引等



(注) 一般的に、歴史の古い基金や、年齢構成の高い基金は、従来の方法より納付額低下

### (参考1) 特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の时限措置（施行から3年以内の申請）とする。

### (参考2) 国への移換

特例措置による最低責任準備金及び給付義務の移換先は、上乗せ部分の移換がないこと、分割納付の場合長期の徴収が必要なこと等から、国とする（通常の解散ケースは厚生年金基金連合会へ移換）。